

公益社団法人福島市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために労働者派遣事業を行うこと。

なお、福島県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

- (3) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介の事業を行うこと。

なお、福島県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

- (4) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

- (5) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たもの。
 - ア 福島市に居住する原則として60歳以上の者。
 - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望するもの。
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得たもの。
- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。
- 3 入会承認について、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを承認することができる。この場合、理事長は次回の理事会においてこれを報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第7号に該当することとなったときは、この限りではない。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を1年以内に履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。
- (6) 福島市に居住しなくなったとき。
- (7) 福島県暴力団排除条例(平成23年県条例第51号)第2条第1号から第3号及び福島県暴力団排除条例施行規則第4条に該当するとき。

(退会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員、特別会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又は報酬等の支給の基準の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにその附属明細書の承認
- (5) 会費及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日々の2週間前までに、正会員及び特別会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出するものとし、選出まで又は選出されない場合は、これを理事長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員又は特別会員として決議に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員及び特別会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の欠格事由)

第23条の2 次のいずれかに該当する者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に該当する者
 - (4) 公益認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 2 前項各号のいずれかに該当するに至った者は、当然に、該当時点でこの法人の役員の資格及び地位を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会で別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法に

定めるところによる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、第22条第1項で定めた役員が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益に相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第30条 センターは、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条の規定により、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求のあ

った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利業務を承継する法人が公益認定法第2条第3項に掲げる公益法人（以下「公益法人」という。）であるときを除く。）において公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第50条 センターの事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

4 委員は、無報酬とする。ただし職務を行うために要する費用は弁償することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第51条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 センターの最初の代表理事は、二階堂匡一郎及び鳴原征治、業務執行理事は渡邊忠とする。

- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、登記を行い福島県知事に受理された日（平成25年7月18日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、登記を行い福島県知事に受理された日（平成30年7月6日）から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和元年6月13日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

定款第13条第4号、第43条第1項第4号及び第5号については、令和9年4月1日から施行する。それまでは活動計算書ではなく正味財産増減計算書を用いることとする。